

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

	申込者	受験者	合格者	採用者
一般行政(大卒程度・文化財)	2	2	1	1
一般事務(高卒程度)	5	5	1	1
一般事務(社会人枠)	6	6	1	1
計	13	13	3	3

(注) 令和7年度に実施した採用試験の結果と、その試験により採用した職員数です。

②事由別退職者数

定年	旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職	勸奨	普通	死亡	懲戒	合計
0	4	0	2	0	0	6

(注) 令和7年4月1日～令和8年3月31日に退職した職員数です。

(2) 職員数の推移(令和8年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数
		R8	R7	
一般行政部門	議会(議会議事局)	4	3	1
	総務(総務・企画・財政・戸籍等窓口・防災等)	31	31	0
	税務(税の課税・徴収)	12	13	▲1
	民生(高齢者・障害者・児童福祉等)	27	27	0
	衛生(廃棄物収集等)	13	13	0
	農水(農林水産業振興)	16	17	▲1
	商工(商工・観光振興)	6	6	0
	土木(道路・住宅・公園等整備)	13	12	1
特別行政部門	教育(学校教育・社会教育・文化振興等)	28	30	▲2
公営事業	水道(上水道)	8	8	0
	下水道(下水道)	4	4	0
	その他(国保・介護)	8	9	▲1
合 計		170	173	▲3

(注) 1 定員管理調査における職員数です。
2 定員管理上、水道、下水道、その他(国保、介護など)は公営企業等会計部門に含まれます。

※参考 令和8年4月1日現在 会計年度任用職員数(フルタイム) 53 人

2 職員の人事評価の状況

◆令和7年度における人事評価の実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数	173	168	5	育児休業など
割合	100.0%	97.1%	2.9%	

3 職員の給与の状況

(1) 総括(令和7年度の人件費の状況)

住民基本台帳人口 (令和7年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
12,047 人	9,845,962 千円	425,201 千円	1,751,243 千円	17.79%
②水道事業(公営企業会計決算)				
総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B / A	
378,939 千円	64,238 千円	63,320 千円	16.71%	

③下水道事業(公営企業会計決算)				
総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B / A	
625,376 千円	▲28,133 千円	33,207 千円	5.31%	

(注) 普通会計…各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により用いる統計上の会計区分

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(令和8年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.4 歳	333,672 円	368,257 円
企業職(水道事業)	44.6 歳	357,900 円	391,761 円
企業職(下水道事業)	47.0 歳	355,625 円	390,723 円

(注) 「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。
「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

(3) 職員手当の状況

期末・ 勤勉手当	(支給率)	期末	勤勉	計
	6月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分
	12月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分
	計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分
	職制上の段階等 による加算措置	有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	

支給実績(令和7年度決算)	34,164 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	239 千円

(4) 特別職の報酬等の状況(令和8年4月1日現在)

区分		給料・報酬の月額	期末手当	
給料	町 長	782,000 円	6 月期	1.725 月分
	副町長	626,000 円	12 月期	1.725 月分
	教育長	587,000 円	計	3.450 月分
報酬	議 長	313,000 円	6 月期 12 月期 計	1.725 月分 1.725 月分 3.45 月分
	副議長	258,000 円		
	常任委員長及び 議会運営委員長	246,000 円		
	議 員	235,000 円		
退職 手当	町 長	給料月額×在職月数× 48/100		
	副町長	給料月額×在職月数× 29/100		
	教育長	給料月額×在職月数× 20/100		

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「猪苗代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本町職員の任免、給与、福利厚生などに関する概要をお知らせします。

総務課 行政管理係 (62) 2111

4 職員の勤務条件の状況

休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

◆一般職員の年次有給休暇使用状況

	R7 A	R6 B	対前年増減数 A－B
平均使用日数	12.1 日	10.9 日	1.2 日
消化率	31.8%	28.3%	3.5%

(注) 一般職(非常勤、会計年度任用職員を除く)の実績

5 職員の休業の状況

◆育児休業などの取得状況

期 間	R7	R6	対前年増減数
6月以下	2	0	2
6月超え1年以下	2	2	0
1年超え1年6月以下	2	0	2
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	6	2	4

(注) 各年度(4月1日～3月31日)における新規取得者のみの実績

6 職員の分限および懲戒処分

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1	0	0	0	1

(注) 令和7年4月1日～令和8年3月31日の集計

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	1	2	1	0	4

(注) 令和7年4月1日～令和8年3月31日の集計

7 職員のサービスの状況

サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき規律であり、職員一人一人が常に服務規律を遵守し自己を律するとともに、公務の信用を高めるため、機会をとらえて服務規律の確保に関する通達を全職員に対して行っています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼などの内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

(2) 届出・申請件数

- ア 再就職者から依頼などを受けた場合の届出…該当なし
- イ 再就職者による依頼などの承認申請…該当なし

9 職員の研修の状況

◆令和7年度における職員研修の実績

研修区分	職場研修	職場外研修	合 計
受講者数	96	432	528

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生

◆安全衛生管理体制
猪苗代町職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

◆猪苗代町職員互助会
成人病短期人間ドック検診料の一部給付、運動部・文化部活動への助成などを通じ、職員の健康増進および公務能率向上に資する福利厚生を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害

◆令和7年度公務(通勤)災害認定件数
公務災害…0件
通勤災害…0件

11 公平委員会の業務の状況

(1) 令和7年度勤務条件に関する措置の要求の状況
該当なし

(2) 令和7年度不利益処分に関する審査請求の状況
該当なし